

# 11月は、動物による 危害防止対策強化月間

東陽病院だより

## 健康ウォッチング

東陽病院 院長 伊藤 文憲

### カプセル内視鏡とは

今回は夢のような話をします。消化管の検査として新しい方法が開発されました。それは

カプセル内視鏡です。腹痛などの消化器症状に対する検査として胃内視鏡検査が始まつたのは、昭和25年です。当時は胃カメラと呼ばれ、内視鏡の先端に小さなカメラを装着したものでした。直接内部は観察できませんでした。フィルムを取り出し、現像して始めて判定が可能でした。

光を曲げることの可能なファイバースコープが採用され、内部を観察しながら必要に応じて組織検査が出来る、現在の方式になつたのは昭和38年です。明るい部屋で多人数で観察できる電子内視鏡は昭和61年に開発され、現在ほとんどの内視鏡がこの方式です。

動物を飼えなくなつた場合は、新しい飼い主を探しましょ。動物を野に放すことは絶対にやめてください。動物が不幸になるばかりでなく、人への危害や自然へ影響があります。

※11月の総合相談は、18日(金)

前9時～12時です。

東陽病院 ☎ 84-1335

つてしまつたために細さには限界があります。内視鏡検査の時の苦しさは様々ですが、その為に精密検査の機会を失つてしまつことになれば問題です。

現在のカプセル内視鏡は、観察専用であり、送気・送水・吸引や組織検査などは出来ません。最新式の船というよりも消化管内を漂う「いかだ」のようになります。その為に現状では小腸には有用ですが、胃や大腸の検査には無力であり、従来の検査には自由自在に腸管内を移動する方です。しかし、今後の開発により直接内視鏡検査が優れています。

自由自在に腸管内を移動する方

式が可能になれば全消化管の検

査法の基本となる可能性もあり

ます。

世界中でこの4年間に13万件も行われています。特に今まで観察の困難であった小腸の病気の診断に有用とされています。

ところがある場合には腸管内で停留し、排出不能な場合があります。クローレン病などという大腸内腔が狭い病気には注意を要することがあり、事前に通過状態を確認してからの使用が必要です。

現在のカプセル内視鏡は、観察専用であり、送気・送水・吸引や組織検査などは出来ません。最新式の船といつても消化管内を漂う「いかだ」のようになります。その為に現状では小腸には有用ですが、胃や大腸の検査には無力であり、従来の検査には自由自在に腸管内を移動する方です。しかし、今後の開発により直接内視鏡検査が優れています。

自由自在に腸管内を移動する方

式が可能になれば全消化管の検

査法の基本となる可能性もあり

ます。

動物には、飼い主が分かるよう、名札等をつけましょう。(犬には鑑札と狂犬病予防注射済票)

犬の登録と狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう。(予防注射実施率を上げることにより、国内に狂犬病が侵入した際、そのまん延を防ぐことができます。)

飼い犬の放し飼いは禁止です。犬を運動させる時は、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。

ねこは屋内で飼いましょう。交通事故や病気にかかるなどの危険があります。

犬やねこがみだりに繁殖しないように、不妊・去勢手術などの措置に努めましょう。

犬やねこに、公の場所や他人の敷地内で排泄させるような迷惑行為はやめましょう。運動と排泄はしつけにより分けることが可能です。

飼い主がない犬やねこには、むやみにエサを与えないようにならしめよう。

カミツキガメ・ヘビ・サルなどの危険な動物を飼う場合は、保健所長の許可が必要です。

動物を飼えなくなつた場合は、新しい飼い主を探しましょ。動物を野に放すことは絶対にやめてください。動物が不幸になるばかりでなく、人への危害や自然へ影響があります。

※問い合わせ先

・県庁衛生指導課 ☎ 043-12223-12627

・動物愛護センター ☎ 0476-93-5711

・山武健康福祉センター ☎ 0475-54-0611

- 動物には、飼い主が分かるよう、名札等をつけましょう。(犬には鑑札と狂犬病予防注射済票)
- 犬の登録と狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう。(予防注射実施率を上げることにより、国内に狂犬病が侵入した際、そのまん延を防ぐことができます。)
- 飼い犬の放し飼いは禁止です。犬を運動させる時は、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。
- ねこは屋内で飼いましょう。交通事故や病気にかかるなどの危険があります。
- 犬やねこがみだりに繁殖しないように、不妊・去勢手術などの措置に努めましょう。
- 犬やねこに、公の場所や他人の敷地内で排泄させるような迷惑行為はやめましょう。運動と排泄はしつけにより分けることが可能です。
- 飼い主がない犬やねこには、むやみにエサを与えないようにならしめよう。
- カミツキガメ・ヘビ・サルなどの危険な動物を飼う場合は、保健所長の許可が必要です。
- 動物を飼えなくなつた場合は、新しい飼い主を探しましょ。動物を野に放すことは絶対にやめてください。動物が不幸になるばかりでなく、人への危害や自然へ影響があります。

※問い合わせ先

・県庁衛生指導課 ☎ 043-12223-12627

・動物愛護センター ☎ 0476-93-5711

・山武健康福祉センター ☎ 0475-54-0611

63 97 119 404

